

三鷹市手話言語及び障がい者の意思疎通支援に関する条例(仮称) の制定に向けて

1 背景

障害者基本法では平成 23 年に「言語(手話を含む。)」と規定され、手話が言語として位置付けられている。また、平成 29 年に国連総会において「手話言語国際デー」が決議され、手話言語が音声言語と対等であること及びろう者の人権保障に向けた社会全体の理解促進が求められている。

さらに、令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び令和7年には手話施策推進法により、全ての障がい者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図り、あらゆる分野の活動に参加できる環境整備について、国及び地方公共団体の責務が明確化された。

本市においても、令和6年に「人権を尊重するまち三鷹条例」を人権尊重のまちづくりの上位規範として、障がいのある方が情報を得て、自らの意思を伝え、社会参加できる環境を整えることは、人権尊重のまちづくりに通じるものである。

このため、手話が一つの言語であることへの理解促進と、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援を一体的に推進し、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、本条例を制定する。

2 目的・内容

障がいへの理解を深め、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

(1) 手話が一つの言語である

手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進、手話の普及を図る。

(2) 特性に応じた多様な意思疎通

手話を含め障がいの特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等への理解・啓発を図る。

3 検討方法

障がい当事者の意見を反映した条例とするため、次のとおり進めたいと考えます。

(1) 障がい当事者等からの意見聴取

障がい者の意思疎通及び情報取得に関する現状や課題、今後必要な取組について、当事者、支援者及び関係機関等から意見を聴取し、今後の施策検討に活用する。

※ ヒアリングでは、当事者団体等、地域の相談員、自立支援協議会当事者部会に対して行う

※ アンケートは支援者団体等、障がい福祉サービス事業所に対して行う。

(2) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会

障がい当事者、家族会、障がい福祉サービス関係者、学識経験者等から意見を聴き、条例案の検討に反映する。また、専門部会である当事者部会を条例検討部会(案)と兼ね、条例案についての意見をしっかりと聴く。

(3) パブリックコメントの実施

条例案について市民意見を募集し、多様な意見を踏まえて条例案を整理する。

(4) 庁内連携

福祉、総務、防災、教育、広報等の関係部署と情報共有し、既存施策との連動及び条例制定後の施策展開を検討する。

4 スケジュール

時期	主な取組	備考
令和8年 8月	障がい当事者等へのヒアリング	当事者団体、親の会等
8月	三鷹市障がい者地域自立支援協議会	制定の目的、スケジュール等
9月	関係団体へのアンケート実施	支援者団体、事業所等
10月	三鷹市障がい者地域自立支援協議会	意見聴取等の経過報告
令和9年 1月28日	三鷹市障がい者地域自立支援協議会	条例(案)(骨子)(案)協議
3月中旬～	パブリックコメントの実施	条例(案)(骨子)
5月	三鷹市障がい者地域自立支援協議会	パブリックコメント反映
6月	本会議	条例上程
7月～	広報・周知、施策・啓発事業の検討	パンフレット等を含め検討